

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度 第 3 回滋賀県最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 5 年 8 月 7 日 (月) 15 時 33 分 ~ 15 時 55 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員 (定数 5 人) 石井利江子 片山 聡 木下康代 佐野洋史 平井建志</p> <p>労働者代表委員 (定数 5 人) 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三</p> <p>使用者代表委員 (定数 5 人) 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透</p> <p>事務局 5 人 小島労働局長、中井労働基準部長、 口賃金室長、辰巳賃金指導官、 浜口労働基準監督官</p>
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県最低賃金専門部会報告について ・ 滋賀県最低賃金の改正決定について (答申) ・ 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定の必要性の有無について (諮問)
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県最低賃金専門部会から滋賀県最低賃金を現行の 927 円から 40 円引き上げて 967 円とし、効力発生の日は法定どおりとする旨の専門部会報告あり。審議会で採決の結果、使用者側一部反対で賛成多数により、部会報告どおりに可決し、局長に答申。8 月 22 日まで異議を受付けることとなった。異議があれば、令和 5 年 8 月 23 日開催予定の第 4 回審議会にて審議。 ・ 特定 (産業別) 最低賃金の改正決定等の必要性については、7 月 19 日に労働者側から、新繊維、窯業・土石、一般機械、精密・電気、自動車・同附属品、各種商品小売の 6 業種について申出があったため、改正決定等の必要性の有無について、滋賀労働局長から滋賀地方最低賃金審議会会長へ諮問。8 月 18 日開催の特別検討小委員会で審議することとなった。